

パートナーシップ宣誓書受領証を提示しなくても利用できる行政サービス [【障害者福祉に関すること】](#)

サービス	概要	対象者	要件など	担当	関連
交通費助成 (バス・電車・タクシー等利用券)	障害者が交通機関を利用することにより、社会活動の参加の機会を増やし、障害者の自立を図ることを目的に、バス・電車・タクシー・ガソリン等の利用券の交付を年1回受けられる	・身体障害者手帳1～3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 ・身体障害者手帳4～6級所持者で、年度中に70歳以上の誕生日を迎えるかた	ハガキの代理人署名欄に記載することでパートナーが受領することが可能。	障害福祉課 095-829-1141	
交通費助成 (ガソリン券)		・身体障害者手帳1～3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 ・身体障害者手帳4～6級所持者で、年度中に70歳以上の誕生日を迎えるかた ・障害者本人と同一世帯の家族または継続的に常時介助する親族も含む	ハガキの代理人署名欄に記載することでパートナーが受領、使用することが可能。	障害福祉課 095-829-1141	
各種相談事業	各種相談等の利用ができる ・障害者相談支援 ・障害者就労支援相談 ・身体・知的・精神障害者相談	障害児・者及びその家族	パートナーが相談、利用することが可能。	障害福祉課 095-829-1141	